

制定 平成21年10月 1日 近運自二公示第38号
改正 平成23年 3月 1日 近運自二公示第49号
改正 平成23年 4月11日 近運自二公示第 3号

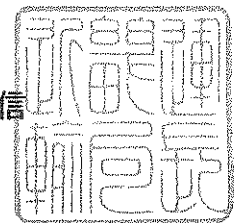
公 示

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進の ために監督上必要となる措置の実施について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）の施行に伴い、特定地域における許可等に関する審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成23年4月11日

近畿運輸局長 原 喜 信



記

1. 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置を実施するに当たっての基本的な考え方等

1. 基本的な考え方

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）、法施行規則及び本通達をはじめとする関係通達の運用に当たっては、「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について（平成19年11月20日付け国自旅第208号）」の特定特別監視地域制度の導入以降、それぞれの一般乗用旅客自動車運送事業者がこれまでに実施してきた一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する取組み（需要喚起、労働条件の改善、減車等）を十分に考慮するものとする。

2. 基準車両数

特定特別監視地域制度の導入以降、一般乗用旅客自動車運送事業者による様々な取組みが実施されていることを踏まえ、特定地域における処分その他特定地域における各種取組みの実施に係る基準となる車両数は、特定特別監視地域の指定時（継続して指定（準特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を含む。）されている場合は、当該継続して指定された最初の指定時。）における営業区域ごとの当該事業者の一般の需要に応じることができるタクシー車両（以下「一般タクシー車両」という。）の合計数とする。ただし、当該営業区域において個別に講じている施策に基づき、近畿運輸局長が特別な配慮が必要と認める場合には、近畿運輸局長が別途公示する車両数とすることができるものとする。また、法の施行の際、特定特別監視地域に指定されていない営業区域が特定地域に指定された場合の当該特定地域における基準車両数は、特定地域の指定時における営業区域ごとの当該事業者の一般タクシー車両の合計数とする。

II. 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の申請等に対する取扱い

以下に定めるところにより行うものとする。

1. 法人タクシー・ハイヤーに係る新規許可等

(1) 処理方針

近畿運輸局長は、特定地域における法人タクシー・ハイヤーに係る新規許可の申請（業務の範囲を限定（ハイヤーに係るものを除く。）する旨の条件を付された許可を受けようとする申請を除く。）に対しては、運輸開始後の一定期間における収支計画の提出を求めた上で、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針（平成13年8月29日付け国自旅第72号。以下「処理方針通達」という。）」の別紙に定める方針に適合することに加え、次に掲げる基準に適合するものに限り許可するものとする。ただし、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針（平成21年国土交通省告示第1036号。以下「基本方針」という。）の趣旨に照らし、特別な事情があると認めるものについては、この限りでない。

① 収支計画

提出された収支計画上の営業収入が、申請する営業区域で当該運輸開始後に新たに発生する輸送需要によるものであることが明らかであること。

② 最低車両数

原則として、次に掲げる営業区域の区分に応じ、それぞれ次に定める車両数とする。

- (イ) 東京特別区又は政令指定都市を含む営業区域 40両
- (ロ) 人口が概ね30万人以上の都市を含む営業区域 30両
- (ハ) その他の営業区域 20両

(2) 適用開始時期

(1)の規定は、法施行日以降に処分をするものから適用する。

(3) 営業区域の拡大に係る事業計画変更認可への準用

(1)及び(2)の規定は、営業区域の拡大に係る事業計画の変更認可について準用する。この場合において、(1)中「新規許可の申請（業務の範囲を限定（ハイヤーに係るものを除く。）する旨の条件を付された許可を受けようとする申請を除く。）」とあるのは「営業区域拡大に係る事業計画変更認可の申請（業務の範囲を限定（ハイヤーに係るものを除く。）する旨の条件を付された認可を受けようとする申請を除く。）」と、「許可する」とあるのは「認可する」と読み替えるものとする。

(4) 限定解除への準用

(1)及び(2)の規定は、業務の範囲を限定する旨の条件を付された一般乗用旅客自動車運送事業者における当該条件の解除について準用する。この場合において、(1)中「新規許可の申請（業務の範囲を限定（ハイヤーに係るものを除く。）する旨の条件を付された許可を受けようとする申請を除く。）」とあるのは「限定解除の申請」と、「許可する」とあるのは「限定解除する」と読み替えるものとする。

2. 個人タクシーに係る新規許可

(1) 処理方針

近畿運輸局長は、特定地域における個人タクシーに係る新規許可の申請に対しては、運輸開始後の一定期間における収支計画の提出を求めた上で、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に関する処理方針（平成13年9月12日付け国自旅第78号）」の別紙に定める方針に適合することに加え、提出された収支計画上の営業収入が、申請する営業区域で当該運輸開始後に新たに発生する輸送需要によるものであることが明らかであるものに限り許可するものとする。ただし、基本方針の趣旨に照らし、特別な事情があると認めるものについては、この限りでない。

(2) 適用開始時期等

(1)の規定は、法施行日以降に処分をするものから適用する。ただし、法施行日前に申請を受理したものについては、なお従前の例によるものとする。この場合において、許可申請者に対する法令及び地理の試験の合格基準については、「個人タクシー事業の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について（平成13年12月26日付け国自旅第127号）」で定める合格基準にかかわらず、法令試験及び地理試験ともに正解率95%以上とする。

3. 増車の認可

(1) 処理方針

近畿運輸局長は、特定地域における営業区域内の増車（一般の需要に応じることが出来るタクシー・ハイヤー車両の合計数を増加させる事業計画の変更をいう。）の認可の申請に対しては、増車後の一定期間における収支計画等基準適合

を証する書面の提出を求め、かつ、申請後に法令遵守状況の確認を行うための監査を実施した上で、処理方針通達の別紙に定める方針に適合することに加え、次に掲げる基準（ハイヤー車両の増車にあっては、①及び④に限る。）に適合するものに限り認可するものとする。ただし、基本方針の趣旨に照らし、特別な事情があると認めるものについては、この限りでない。

① 収支計画

提出された収支計画上の増車車両分の営業収入が、申請する営業区域で当該増車実施後に新たに発生する輸送需要によるものであることが明らかであること。

② 運転者の確保状況

一般タクシー車両に係る運転者の確保状況について、1両当たり1.5人以上であること。ただし、地域の標準的な運転者数など実情を踏まえて、近畿運輸局長が当該地域における1両当たりの運転者数を公示した場合には、その人数以上であること。

③ 実働率

一般タクシー車両に係る実働率について、80%以上であること。ただし、地域の標準的な実働率など実情を踏まえて、近畿運輸局長が当該地域における実働率を公示した場合には、その率以上であること。

④ 法令遵守状況

申請後に監査を実施した結果、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分を受けなかったこと。

(2) 適用開始時期

(1)の規定は、法施行日以降に処分をするものから適用する。

(3) 福祉輸送自動車の取扱い

福祉輸送自動車の合計数を増加させる事業計画の変更の認可の申請に対しては、従前の事前届出書の様式の記載事項と同程度の内容が確認できることをもって、速やかに認可するものとする。

4. 一般タクシー車両への種別等の変更の届出

特定地域における営業区域内の一般タクシー車両以外（ハイヤー又は特殊車両）から一般タクシー車両への種別等を変更する事業計画の変更（以下、「種別等変更」という。）を実施しようとする事業者について法令遵守状況の確認を行うため、種別等変更の実施前に監査を実施し、その結果、法令遵守状況に問題がある場合には、当該事業者に対して種別等変更前の状態へ戻す事業計画変更の勧告を行うなどの措置を講じる。

(1) 実施地域及び適用開始時期

特定地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に種別等変更の届出を受理するものから適用する。

- (2) 対象となる種別等変更
基準車両数を超えることとならない種別等変更
- (3) 事前届出書の提出時期
「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について（平成14年1月18日付け国自旅第153号）」（以下「増減車届出通達」という。）の記2の規定にかかわらず、種別等変更実施予定日の60日前までに届出書を提出させるものとする。
- (4) 種別等変更実施前の監査の実施
- ① (2)に該当する種別等変更の届出受理後、種別等変更が実施されるまでの間に、当該事業者に対して監査を実施することとする。
 - ② 当該監査については、労働基準監督機関との合同監査により実施するよう努めるものとする。
 - ③ 当該監査を実施した結果、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分（以下「車両使用停止以上の処分」という。）を課すこととなる法令違反（以下「違反」という。）が確認された場合には、当該監査終了時に当該事業者に対して、当該車両使用停止以上の処分が確定するまでの間の措置として、次の各措置を講じることとする。
 - ア. 当該種別等変更の届出に基づく種別等変更の実施を当面見合わせる旨の指導（種別等変更見合わせ勧告）。
 - イ. 当該監査の結果に基づき、後日、車両使用停止以上の処分が確定した際に、
 - ④の当該種別等変更を実施しなかった場合の事業計画への変更の勧告を行う旨の通知（当該種別等変更を実施しなかった場合の事業計画への変更勧告処分の予告）。
 - ウ. ア. 及びイ. の指導及び通知については、運輸支局長（陸運事務所長を含む。以下同じ。）が文書により行うものとする。
 - ④ 当該車両使用停止以上の処分が確定した際に、当該種別等変更の届出による種別等変更について、当該種別等変更を実施しなかった場合の事業計画への変更の届出（当該種別等変更を実施しなかった場合の事業計画への変更の届出。以下同じ。）を行うよう運輸支局長が文書により指導する。（当該種別等変更を実施しなかった場合の事業計画への変更の勧告）
 - ⑤ 種別等変更を実施した事業者に対しては、違反の有無にかかわらず、定期的に繰り返し監査を実施することとする。
- (5) 運転者確保状況及び実働率の調査
- ① (2)に該当する種別等変更の届出受理後、種別等変更が実施されるまでの間に、当該事業者に対して、一般タクシー車両に係る運転者の確保状況及び実働率を調査することとする。

- ② 当該調査を実施した結果、一般タクシー車両に係る運転者の確保状況又は実働率が次の基準を下回る場合には、種別等変更が実施されるまでの間に当該事業者に対して、当該種別等変更の届出に基づく種別等変更の実施を当面見合わせるよう運輸支局長が文書により指導する。(種別等変更見合わせ勧告)
- ア. 一般タクシー車両に係る運転者の確保状況について、1両当たり1.5人以上であること。ただし、地域の標準的な運転者数など実情を踏まえて、地方運輸局長が当該地域における1両当たりの運転者数を公示した場合には、その人数以上であること。
- イ. 一般タクシー車両に係る実働率について、80%以上であること。ただし、地域の標準的な実働率など実情を踏まえて、地方運輸局長が当該地域における実働率を公示した場合には、その率以上であること。
- ③ 当該種別等変更の届出による種別等変更が実施された場合には、当該種別等変更を実施しなかった場合の事業計画への変更の手続を行うよう運輸支局長が文書により指導する。(当該種別等変更を実施しなかった場合の事業計画への変更の勧告)

Ⅲ. 特定地域における減車実施事業者に対する監査の特例

減車により、営業区域ごとの一般タクシー車両の合計数が、1.2.の基準車両数を近畿運輸局長が公示する基準(10%を目安として、近畿運輸局長が地域の実情に照らして定めるもの)以上下回っている一般乗用旅客自動車運送事業者(Ⅱ.1.(1)②による引き上げ前の最低車両数基準を下回っているものを除く。)については、「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて(平成21年9月29日付け国自安第57号、国自旅第125号、国自整第51号)」の記1(2)⑬、⑭及び⑮の規定にかかわらず、原則として、巡回監査、呼び出し監査及び呼び出し指導の対象としないものとする。

附 則

1. この公示は、法の施行日(平成21年10月1日)から施行する。

附 則(平成23年3月1日付け近運自二公示第49号)

1. 改正後の公示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月11日付け近運自二公示第3号)

1. 改正後の公示は、平成23年4月11日から施行する。